

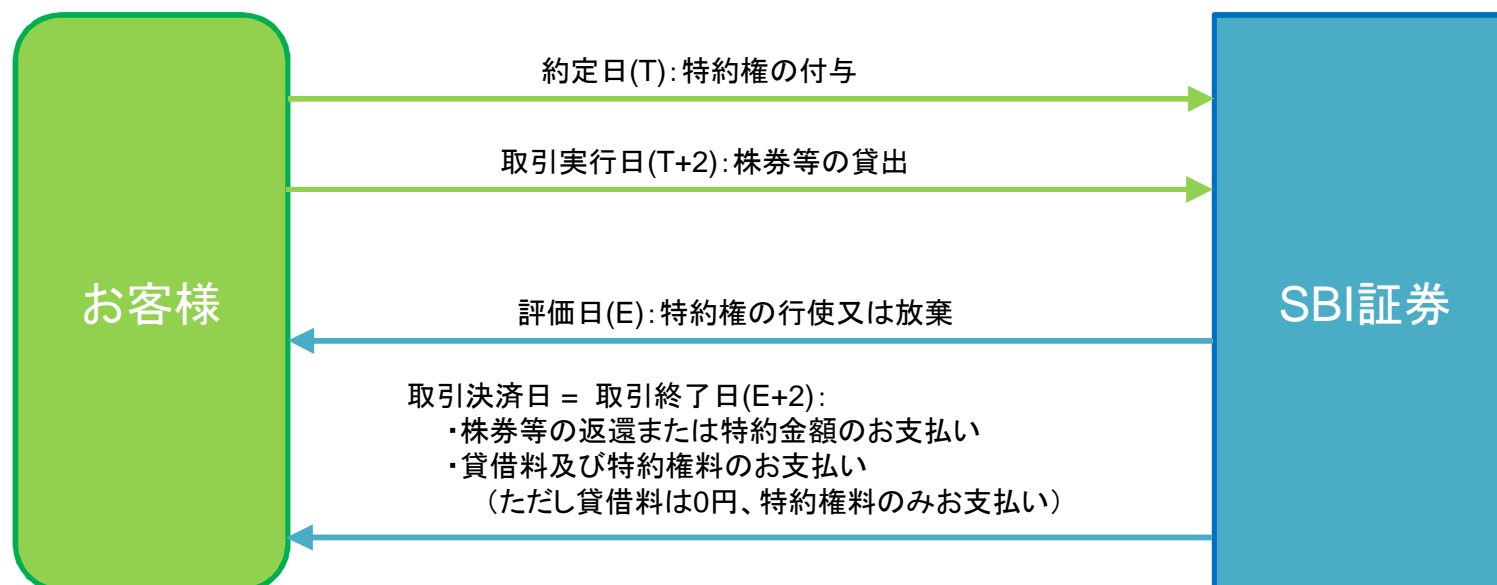
特約付株券等貸借取引（カバード・コール型） （愛称：貸株プラス）のご案内

株式会社SBI証券

1. 取引の概要

- 特約付株券等貸借取引(カバード・コール型)(愛称:貸株プラス)は、株券等の消費貸借取引である株券等貸借取引と、有価証券店頭オプション取引である特約取引(コールオプションの売り)を、同一銘柄・同数量について同時に行う取引です。
- 評価日時点の対象株券等の価格によって、お客様への返還方法が株券等での返還、または特約金額(現金)のお支払いとなります。

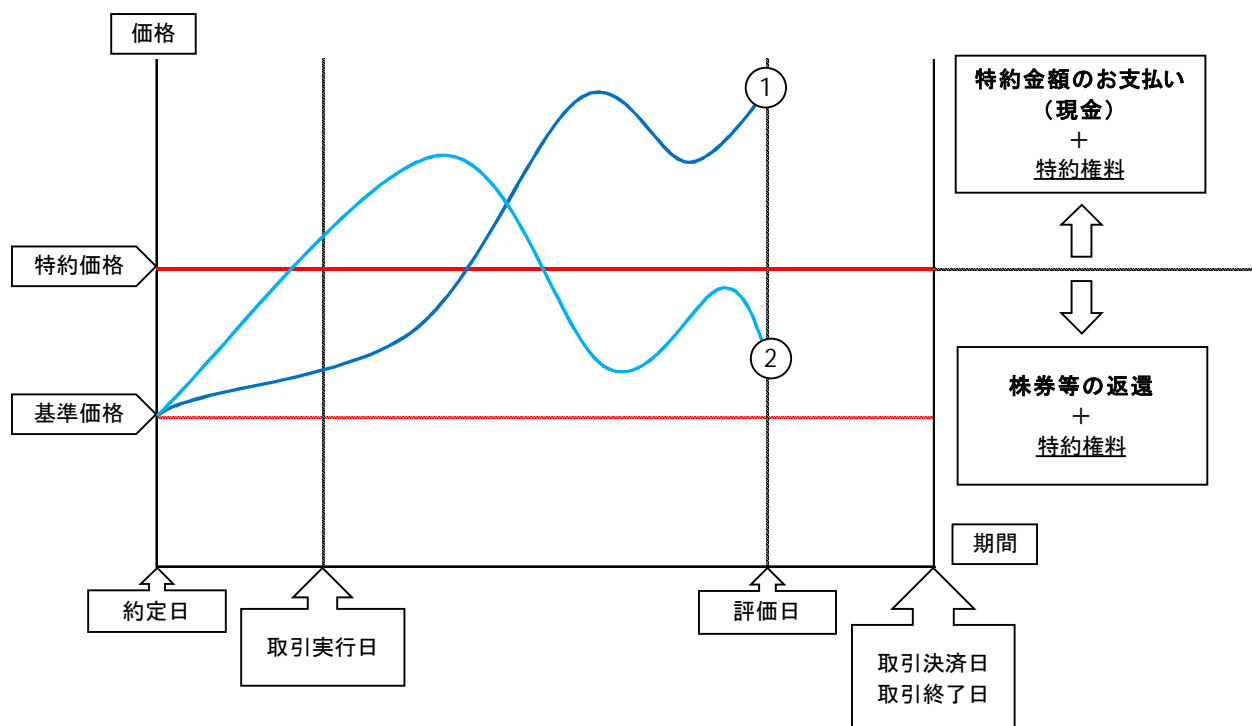
特約付株券等貸借取引(カバード・コール型)(愛称:貸株プラス)
 = 株券等貸借取引 + 特約取引(コールオプションの売り)



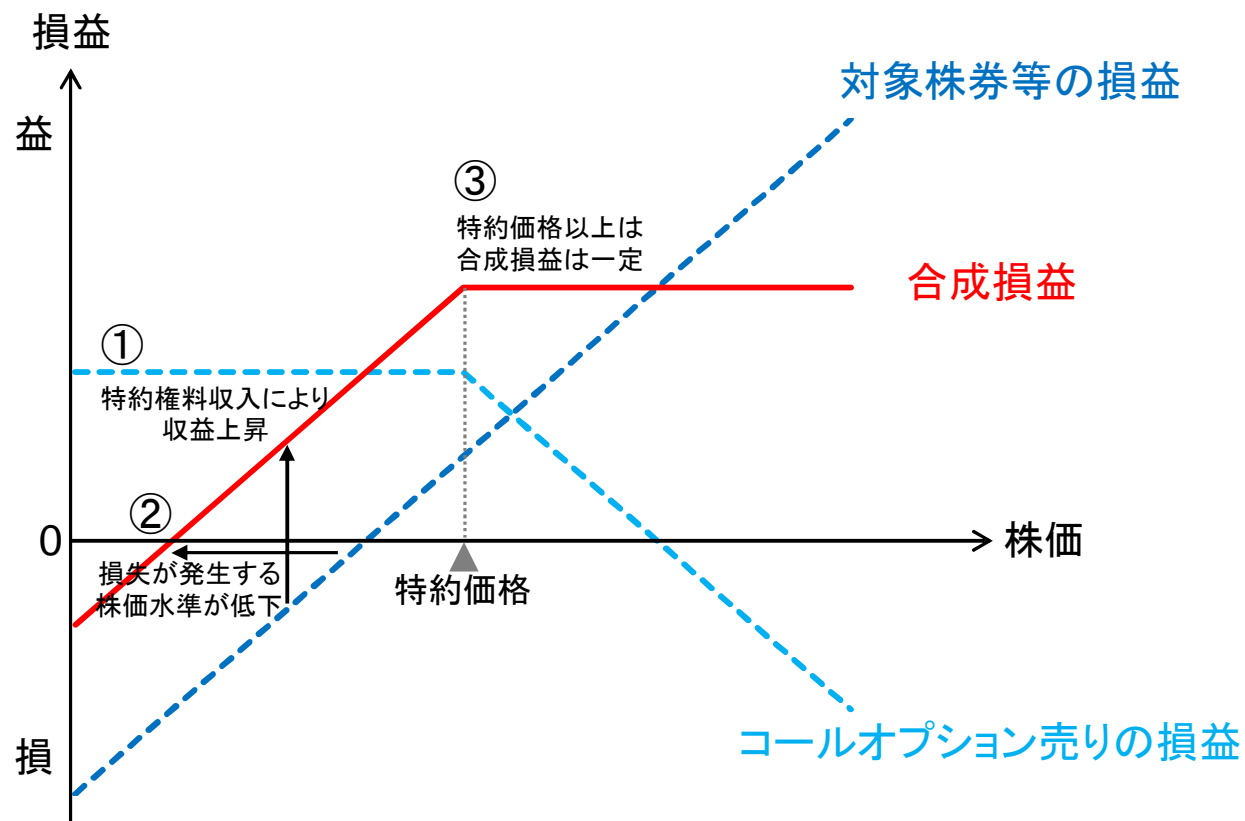
2. 取引の仕組み（返還方法の決定）

ケース	評価価格	返還方法
①	評価価格 > 特約価格	特約金額のお支払い
②	評価価格 ≤ 特約価格	株券等の返還

※いずれのケースも特約権料が支払われます



3. 取引の損益図



- ① 対象株券等のみを保有する場合に比べて、コールオプションを売るため特約権料の追加収入が得られます。
- ② 対象株券等のみを保有する場合に比べて、特約権料が得られるため、損失が発生する株価水準が低下します。
- ③ 株価が特約価格以上となる場合は、対象株券等とコールオプション売りの合成損益は一定となります。

4. 取引の特徴

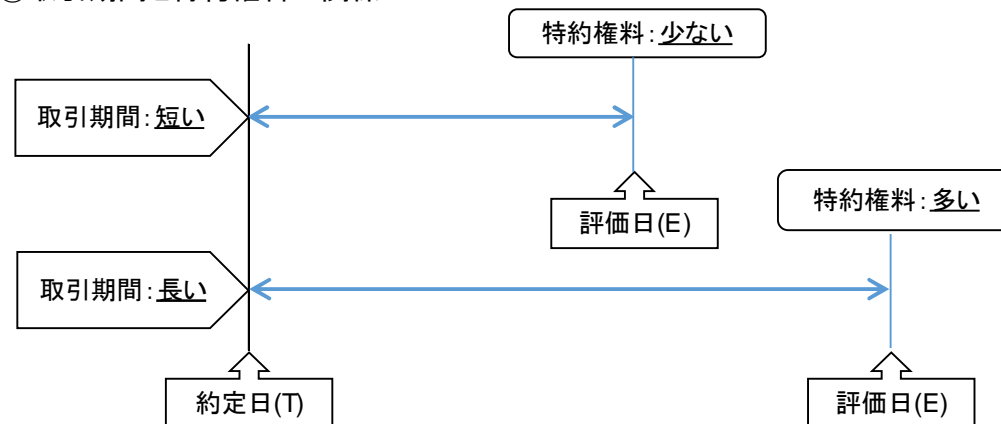
- 特約付株券等貸借取引(カバード・コール型)(愛称:貸株プラス)(以下、本取引といいます)は、お客様が保有する株券等を有効活用するための手段です。
- 値上がりすれば売却しても良いとお考えの株券等や、売却目標価格から値下がりしている株券等を利用して、お客様は特約権料収入による追加収益を得ることができます。
- 特約権を付与することにより、本取引では、通常の株券等貸借取引よりも高い利回りを得ることができます。
- 特約金額(現金)の返還となった場合でも、株券等の売却にかかる手数料は発生しません。
- 評価日における対象株券等の価格が特約価格を上回っていても、特約価格を超える値上り益を得ることはできません。
- お客様は、本取引において当社から貸借料を受け取ることはありません。
- お客様が保有する株券等を当社へ無担保で貸し付けていただくため、お客様にとっては、当社への信用リスクが発生することになります。
- 取引期間中は対象株券等を売却できません。また、本取引の契約の解除又は譲渡は原則としてできません。
- 本取引の申込をした場合であっても、対象銘柄の取引状況等により約定とならない場合があります。

(用語について)

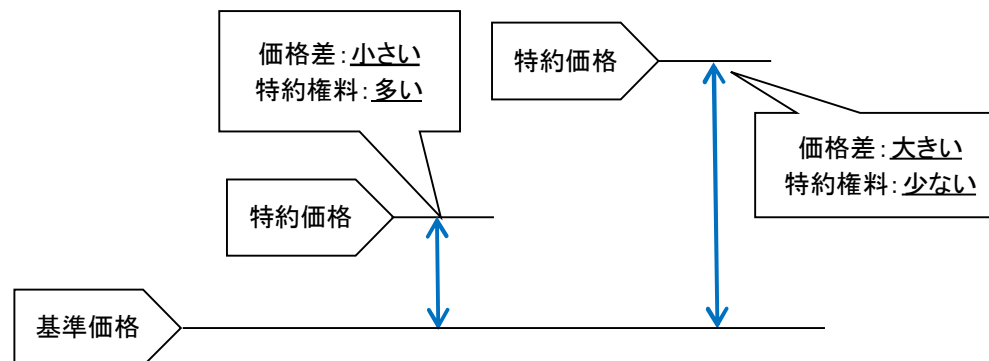
- 取引実行日: 株券等貸借取引の開始日として、当社に株券等を貸し出す日(通常、約定日の2営業日後)
- 評価日: 当社が特約権を行使するか(特約金額のお支払い)、放棄するか(株券等の返還)を決定する日
- 取引決済日: 株券等貸借取引の終了する日(通常、評価日の2営業日後)
- 取引終了日: 特約取引の終了する日(通常、評価日の2営業日後)
- 基準価格: 特約権料算出の基準となる、対象株券等の約定時の価格
- 評価価格: 評価日における対象株券等の価格
- 特約価格: 評価日において、特約権の行使または放棄を決定するための基準となる価格(特約金額を計算するための1株または1口当りの価格)

5. 特約取引の諸条件と特約権料の関係 (1)

①取引期間と特約権料の関係



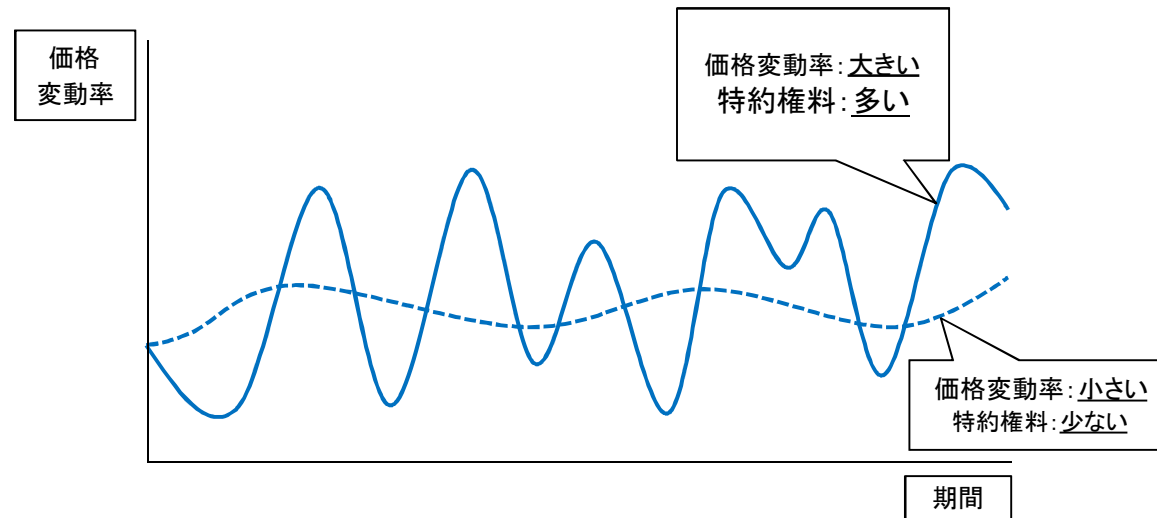
②特約価格と基準価格の価格差と特約権料



※上記内容は、あくまで一般的な傾向を示すイメージであり、個別条件により上記内容と異なる場合があります。
 ※また、取引条件によっては(価格差の大きい場合等)、特約権料のご提示ができない場合があります。

5. 特約取引の諸条件と特約権料の関係 (2)

③対象銘柄の価格変動率(ボラティリティ)と特約権料



※上記内容は、あくまで一般的な傾向を示すイメージであり、個別条件により上記内容と異なる場合があります。
 ※また、取引条件によっては(価格差の大きい場合等)、特約権料のご提示ができない場合があります。

6. 本取引に関する確認事項

(1) 手数料など諸費用について

- 本取引の約定にあたり、お客様から当社にお支払いいただく手数料等はありません。

(2) 本取引においては評価日まで対象銘柄を売却することができません。また、本取引はお客様と当社との間の相対取引であることから、お客様に損失が発生することがあります。具体的には主として次のようなリスクがあります。

(価格変動リスク)

- お客様は取引実行日から取引決済日まで当社に株券等を貸出すため、対象株券等を売却することができなくなります。その結果、評価日の前に対象株券等の価格が特約価格を超えて上昇したとしても、お客様は値上り益を実現させることができません。また、対象株券等の価格が下落したとしても売却することができません。
- 評価日において当社が特約権を行使した場合、お客様は特約価格で対象株券等を売却することになります。したがって、評価日における対象株券等の価格が特約価格を上回っていても、お客様は特約価格を超える値上り益を得ることはできません。
- 本取引の契約期間中においては、契約の解除又は譲渡は原則としてできません。ただし、お客様と当社が本取引の解除若しくは譲渡を合意した場合はその限りではありません。この場合、契約の解除に伴うコスト負担が発生する場合があります、お客様負担となります。

(流動性リスク)

- 本取引はデリバティブの要素が内包されており、活発な流通市場は確立されておりません。このため、本取引の契約期間中においては、契約の解除又は譲渡は原則としてできません。

(信用リスク)

- 本取引は、お客様と当社との間の相対取引です。また、本取引における「株券等貸借取引」にかかるお客様から当社への株券等の貸出しは無担保とさせていただきます。したがって、お客様には当社への信用リスク（当社が経営破綻等に陥った場合、契約や株券等の返還が履行されないリスク）が発生することになります。なお、当社は借入れた株式等を転貸することがありますが、転貸取引の管理については当社が全責任を負いますので、当社が破綻しない限り、お客様に影響が及ぶことはありません。
- 当社の株式等貸借取引からの撤退の可能性
当社が株式等貸借取引に係る業務を取止める場合には、借入れている株式等の返還、特約料の精算等を行います。
- 当社の直近1年間の四半期ごとの経営状況と財務状況、自己資本比率等は、当社のホームページ上の情報をご覧ください。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本取引において、お客様は当社から貸借料を受取ることはありません。
- 本取引期間中に、対象銘柄の株主優待及び株主総会での議決権等を得ることはできません。

(3) 本取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

7. 当社の概要

- 商号等
株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第 44 号
- 本店所在地
〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
- 加入協会
日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会
- 指定紛争解決機関
特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 - 1 - 1
電話番号：0120-64-5005
受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日を除く)
- 資本金
483億2,313万円(2020年9月30日現在)
- 主な事業
金融商品取引業
- 設立年月
昭和19年3月
- 連絡先
カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店にご連絡ください。